

愛知学院大学同窓会けやき会

同窓生による諸活動に対する助成金給付規程

(名 称)

第1条 本規程は、愛知学院大学同窓会けやき会同窓生による諸活動に対す助成金給付規程と称する。

(目 的)

第2条 愛知学院大学同窓会けやき会会則第4条(4)に基づき、本会会員による諸活動に対する助成金給付規程第4条にある資格を有する個人あるいは団体を対象として、その諸活動を支援することを目的とする。

(審 査)

第3条 本助成金の審査は、同窓生からの申請に基づき、常任理事学術育英担当が直近の常任理事会に審査依頼し、同担当を委員長とした常任理事5名以上の委員、及び委員長の要請に基づき、会長が必要と判断した常任理事以外の理事をもって構成する審査委員会にて審査し、常任理事会の議を経て、会長が決定する。

(助成対象者)

第4条 助成金対象者は本会正会員及びその主宰する団体であり各応募要項に定める条件を満たす者を対象とする。

(助成金の分野及び助成件数)

第5条 助成分野及び助成件数は、次のとおりとする。

1. 学術的研究分野
2. 文化的活動分野
3. 健康増進活動分野
4. 生涯スポーツ活動分野
5. 地域・社会貢献活動分野

上記各分野における個人あるいは団体に対して合計10件まで助成を行うことができる。

(助成金額及び成果発表・報告までの期間)

第6条 助成金は、個人あるいは団体に対して、10万円あるいは30万円とする。前項の分野に基づき、助成を受けた個人ならびに団体は、その活動成果を発表・報告しなければならず、それを行なう年を成果到達年と称する。各分野の成果到達年は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| 1. 学術的研究 | 2カ年 |
| 2. 文化的活動 | 1カ年 |
| 3. 健康増進活動 | 1カ年 |
| 4. 生涯スポーツ活動 | 1カ年 |
| 5. 地域・社会貢献活動 | 1カ年 |

(助成金申請書類の提出)

第7条 助成金の給付を希望する同窓生は、所定の申請書を同窓会長宛に提出する。

(助成金の給付)

第8条 助成金は、選考後、遅くとも60日以内に申請者に給付するものとする。

(助成金受領書の提出)

第9条 助成金の給付を受けた同窓生は、助成金受領書を提出しなければならない。

(成果到達年における成果発表・報告)

第10条 助成金の給付を受けた同窓生は、第6条が定める成果到達年に、別紙の要項「7. 申請書類・助成条件ならびに義務」に記載されている方法により、成果発表・報告をしなければならない。

(助成金給付の条件)

第11条 助成金は、同窓生が長期かつ真摯に取り組む活動に対して給付するものであり、返還義務は一切ない。

(助成金給付の取り消し)

第12条 虚偽の申請、あるいは給付金受領後、活動を停止・中断し、受給資格を失ったときなど、本規程にふさわしくないと認められたときは、助成金を返還しなければならない。

(実施細目)

第13条 この規程の実施について必要な細則は別に定める。

付 則

この規程は、令和4年4月 1日から実施する。

この規程は、令和6年2月10日から実施する。